

広島市人事委員会訓令第1号

令和8年3月26日

広島市人事委員会の委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を
改正する訓令をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

広島市人事委員会の委員長及び事務局長等の専決に関する規程
の一部を改正する訓令

広島市人事委員会の委員長及び事務局長等の専決に関する規程（昭和5
4年広島市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「任用」を「調査」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。